

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	那覇文化芸術劇場なは一の利用許可		
根拠法令及び条項	那覇文化芸術劇場なは一と条例第11条 那覇文化芸術劇場なは一と条例施行規則第3条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇文化芸術劇場なは一と条例第11条 (利用許可の制限) 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用許可をしない。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 (4) 管理又は運営に支障があるとき。 (5) その他市長が不相当と認めるとき。 那覇文化芸術劇場なは一と条例施行規則第3条 (施設の利用許可の決定等) 第3条 前条第2項に規定する期間の初日において、同一の施設に係る許可申請が複数あった場合で当該施設を利用しようとする日及び利用しようとする時間が競合するときの利用許可の決定は、抽選によるものとする。 2 前条第3項又は第4項に規定する許可申請に係る利用許可の決定の方法は、市長が定める。 3 前2項に規定する場合を除くほか、施設の利用許可の決定は、申請順によるものとする。 4 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項及び前項に規定する利用許可の決定の方法とは異なる方法により施設の利用許可をすることができる。 5 市長は、許可申請に対し利用許可をしたときは、那覇文化芸術劇場なは一と施設利用許可書を交付するものとする		
審査基準 設定年月日	2020年 11月 18日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)期間() <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第2号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	市民文化部 文化振興課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。